

施策評価調書（基本目標別）

様式 - 2

基本目標	3 お客様からの「信頼」の確保
	主要施策（6）～（7）
施策の趣旨	<p>主要施策（6） お客様サービスの推進</p> <p>水道事業は、お客様から頂く水道料金によって運営されています。毎日の生活を支えるライフラインを担う事業者として、水道水への信頼と安心、そして事業への御理解・御協力をいただけるよう、事業の情報をお知らせする広報活動とお客様の声を伺う広聴活動の一層の充実を図ります。</p> <p>また、お客様の視点に立ち、接客マナーの向上や、頂いた御意見・御要望を業務に活かすとともに、新たな水道料金システムを開発し、その上で上下水道料金徴収一元化を可能とするなど、より便利な水道を目指してサービス向上に努めています。</p> <p>主要施策（7） 大規模事業体の責務と社会貢献</p> <p>水道水をつくり、お客様にお届けするためには多くの電力が必要です。また、事業を実施するに当たっては、浄水発生土等の廃棄物が発生します。</p> <p>これまで実施してきた省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用、再資源化等の取組を今後も引き続き進めています。</p> <p>また、蓄積した技術・知識を元に、開発途上国の水道事業体への職員派遣による国際貢献や、県内水道事業体への支援等を通じて、大規模事業体として求められる責務を果たしていきます。</p> <p>さらに、県が進めている県内水道の統合・広域化に向けた検討を、引き続き進めています。</p>

評価結果の概要	基本目標3においては、2つの主要施策の下に7の主な取組を位置付けております。各施策及び取組*について、担当課の自己評価をもとに内部評価を行った結果、令和2年度については、
	I 「達成状況」に係る評価は、6つの取組を「a」評価（達成している）としました。
	II 「成果」に係る評価は、主要施策（6）、（7）を「a」評価（成果が出ている）としました。

* 主要施策（7）の主な取組③「県内水道の統合・広域化に向けた検討」は、検討主体が知事部局であることから、評価の対象からは除外しています。

主要施策ごとの当年度の取組と内部評価結果		
(6) お客様サービスの推進	「成果」 a	
主な取組		「達成状況」
①「お客様の声」を活かした事業運営（広報・広聴の充実）		a
②接客マナーの向上		a
③新たな水道料金システムの開発と 上下水道料金徴収一元化の実施		a
(7) 大規模事業体の責務と社会貢献	「成果」 a	
主な取組		「達成状況」
①省エネルギー化の推進及び再生可能エネルギーの活用		a
②資源リサイクルの推進		a
③県内水道の統合・広域化に向けた検討		—
④国際貢献及び他事業体への支援		a

外部評価会議 委員の評価	「達成状況、成果」について の内部評価の妥当性	特にありません。
	A : 妥当である 5人 B : 概ね妥当である 人 C : 不十分である 人	
基本目標3の各施策の内部評価等に関して、評価委員から出された意見及び企業局の回答は、以下のとおりです。		
<p><主要施策6></p> <p>○未達成の理由が外部要因によるものであり、評価対象から外すのが妥当ではないか。</p> <p>(企業局回答)</p> <p>局内で再検討し、該当する達成指標を評価対象から除き、4つの「主な取組」について、以下の通り内部評価を修正することとしました。</p> <p>なお、主要施策の評価ランクについては影響ありません。(詳細は追加資料を参照。)</p> <p>主要施策（6）①お客様の声を活かした事業運営 b ⇒ a</p>		
外部評価会議委員 の主な意見等 及び企業局の回答		